

広島県告示第二百二十二号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係る家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

令和六年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止する区域

山県郡北広島町海応寺、山県郡北広島町上石、山県郡北広島町下石

移出入を禁止する区域

山県郡北広島町舞網、山県郡北広島町田原、山県郡北広島町中山、山県郡北広島町新庄、山県郡北広島町志路原、山県郡北広島町大朝、山県郡北広島町蔵迫、山県郡北広島町川戸、山県郡北広島町筏津、山県郡北広島町岩戸、山県郡北広島町後有田、山県郡北広島町寺原、山県郡北広島町大塚、山県郡北広島町西宗、山県郡北広島町有間、山県郡北広島町中原、山県郡北広島町春木、山県郡北広島町宮迫、山県郡北広島町溝口、山県郡北広島町今田、山県郡北広島町川西、山県郡北広島町古保利、山県郡北広島町高野、山県郡北広島町惣森、山県郡北広島町都志見、山県郡北広島町新都、山県郡北広島町有田、山県郡北広島町川東、山県郡北広島町移原、山県郡北広島町壬生、山県郡北広島町米沢